

主な論点について

支援対象者の範囲(家計基準)

新しい経済政策パッケージ(抄)

低所得者層の進学を支援し、所得の増加を図り、格差の固定化を解消することが少子化対策になるとの観点から、また、真に支援が必要な子供たちに対して十分な支援が行き届くよう、支援措置の対象は、低所得世帯に限定する。

(略)

第一に、授業料の減免措置については、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校(以下「大学等」という。)に交付することとし、学生が大学等に対して授業料の支払いを行う必要がないようにする。住民税非課税世帯の子供たちに対しては、国立大学の場合はその授業料を免除する。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額までの対応を図る。1年生に対しては、入学金についても、免除する。

第二に、給付型奨学金については、学生個人に対して支払うこととする。これについては、支援を受けた学生が学業に専念できるようにするため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるような措置を講じる。在学中に学生の家計が急変した場合も含め対応する。

また、全体として支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、住民税非課税世帯の子供たちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行い、給付額の段差をなだらかにする。

- 高等教育無償化措置は、住民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)の学生を対象とする。
- 住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、段階的な支援を行う。

主な論点

(低所得世帯の対象範囲)

①住民税非課税世帯

- 住民税所得割額が非課税となる世帯の学生を対象とする。ただし、一定以上の収入がある場合でも税制上は非課税となるケース(※)があり、そうした者の取扱いをどのようにするか。

(※)例えば以下のような場合、税制上は非課税となる。

- ・ふるさと納税による税額控除により、課税対象所得はあるにもかかわらず、課税額が0になった場合
- ・不動産譲渡損失が所得から控除され、非課税となる場合

② 住民税非課税世帯に準ずる世帯

- 住民税非課税世帯に準ずる世帯の所得基準については、低所得世帯の子供たちに限定して支援するという基本的な考え方の下、他の学校段階において実施されている現行の給付型支援制度における非課税に準ずる世帯の所得基準を踏まえて設定することとしてはどうか。
- 上記①及び②の基準となる所得の算出に当たっては、原則として税制上の控除費目を用いつつ、例えば、特定扶養控除については今回の措置による負担軽減と税制上の控除の趣旨が重複することなどを踏まえ、それぞれの制度趣旨に鑑みて適切な控除額を設定すべきではないか。

③ 資産要件

- 家計支持者及び学生本人の資産を確認し、一定額以上の資産を有している場合、所得の如何に関わらず、授業料減免及び給付型奨学金の対象外とすることとしてはどうか。

④ 家計基準の考え方

- 家計支持者の所得のほか、学生本人に一定以上の所得がある場合については支援の対象外とすることが必要ではないか。
- 過去において十分な家計所得がある場合の対応をどのようにするか(現行制度は前年所得のみにより判断)。
- 在学中に学生本人が独立生計者となるが実質的に他の世帯に属すると認められる場合の取扱いについてどのように考えるか。

⑤ その他

- 授業料減免及び給付型奨学金の家計基準は原則として同一のものとしてはどうか。

(在学中の所得及び資産の変動への対応)

① 支援対象者に係る世帯所得及び資産の確認手続

- 毎年度実施する給付型奨学金の適格認定時に支援対象者に係る所得及び資産の状況を確認し、直近の年間の所得及び資産に応じた支給を行うこととしてはどうか。

② 家計急変への対応

- 在学中に学生の家計が急変した場合については、家計急変後の所得や資産の状況、入学後の成績等に基づき、支援対象者の要件を満たすかどうかを判定し、支援対象とすることとしてはどうか。

(高等学校の既卒者等への対応)

- 今回の支援措置は、少子化対策の観点から実施するものであることに鑑み、既に高等学校等を卒業している者への対応をどのようにするか(現行の給付型奨学金は高等学校等卒業後2年以内の進学者を対象)。

(その他)

- 今回の負担軽減の支援対象者については、支援の重複という観点から、無利子奨学金の利用の扱いをどのように考えるか。

授業料減免額の考え方

新しい経済政策パッケージ(抄)

第一に、授業料の減免措置については、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校(以下「大学等」という。)に交付することとし、学生が大学等に対して授業料の支払いを行う必要がないようにする。住民税非課税世帯の子供たちに対しては、国立大学の場合はその授業料を免除する。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額までの対応を図る。1年生に対しては、入学金についても、免除する※。

※脚注:国立大学の入学金を上限とした措置とする。

主な論点

(1) 授業料

① 大学

- 国立大学の場合は、省令において授業料標準額が規定されており、この額を免除することとしてはどうか。
- 公立大学の場合は、省令に定める国立大学の授業料標準額を上限として減免することとしてはどうか。
- 私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額までの対応を図ることとされているが、加算額についてどのように考えるか。その際、私立大学等の授業料設定の裁量性に鑑みて学生の負担軽減をどのように考えるか。

② 短期大学、高等専門学校、専門学校

- 国立の高等専門学校及び専門学校については、省令に定める授業料標準額を免除することとしてはどうか。
- 公立の短期大学、高等専門学校及び専門学校については、大学の考え方と同様、省令に定める各学校種の授業料標準額を上限として減免することとしてはどうか。
- 私立の短期大学、高等専門学校及び専門学校については、私立大学の考え方と同様、加算額についてどのように考えるか。

(2) 入学金

① 大学

- 国立大学の場合は、省令において入学料標準額が規定されており、国立大学の場合はこの額を免除することとしてはどうか。
- 公立大学の場合は、省令に定める国立大学の入学料標準額を上限として減免することとしてはどうか。
- 私立大学の場合は、私立大学の入学金平均額が国立大学の入学料標準額を下回っていることから、入学金平均額を上限として減免することとしてはどうか。

② 短期大学、高等専門学校、専門学校

- 大学以外の高等教育機関については、大学と同様の取扱いとしてはどうか。

給付型奨学金給付額の考え方

新しい経済政策パッケージ(抄)

第二に、給付型奨学金については、学生個人に対して支払うこととする。これについては、支援を受けた学生が学業に専念できるようにするため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるような措置を講じる。

※脚注：他の学生との公平性の観点も踏まえ、社会通念上常識的なものとする。例えば、(独)日本学生支援機構「平成24年、26年学生生活調査」の経費区分に従い、修学費、課外活動費、通学費、食費(自宅外生に限る。)、住居・光熱費(自宅外生に限る。)、保健衛生費、授業料以外の学校納付金等を計上、娯楽・嗜好費を除く。併せて、大学等の受験料を計上する。

- 給付額は、学生生活費の実態を踏まえ、学生が学業に専念できるよう、必要な生活費を賄えるような措置とする。
- 同時に、他の学生との公平性の観点も踏まえ、社会通念上常識的な措置となるよう配慮する必要がある。

主な論点

(給付額)

- 学生生活費の実態を踏まえ、学生が学業に専念するのに必要な生活費を支給することとし、日本学生支援機構が実施する「学生生活調査」の経費区分に従い、自宅・自宅外、国公立・私立及び在籍する学校種に応じた額を支給することとしてはどうか。
- 居住形態の別で必要経費に差が生じる費用(通学費等)と一般にそうした差が生じない費用(修学費、課外活動費、保健衛生費等)を区別した上で、実態を勘案することが必要ではないか。
- 食費や住居・光熱費については、自宅生の場合は必ずしも学生個人の支出ではないことから、自宅生の支給経費に含めないこととし、自宅外生に限って自宅生との公平性も勘案することとしてはどうか。
- 保健衛生費やその他日常費については、必要な生活費としてどのように勘案するか。
- 娯楽・嗜好費は支給対象から除くべきではないか。
- 授業料以外の学校納付金については、特に私立の大学等において費用負担が行われる一方、金額設定の裁量性や納付の内容等も踏まえ、私立の大学等の在籍者に限って、どのように勘案するか。
- 受験料については、大学入学共通テストの導入も踏まえ、必要な受験料を勘案することとしてはどうか。

新しい経済政策パッケージ(抄)

また、全体として支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、住民税非課税世帯の子供たちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行い、給付額の段差をなだらかにする。

主な論点

(住民税非課税世帯に準ずる世帯の支援措置)

- 段階的支援措置は、給付型奨学金及び授業料減免の両方で実施することとし、住民税非課税世帯に準ずる世帯に対しては、所得の額(控除後)に応じて、支援措置を講じることとしているが、その際、段階的支援をどのように行うこととするか。

その他円滑かつ確実な実施に 際して必要な事項

(実施体制の構築)

- 今回の支援措置が円滑かつ確実に実施することができるよう、日本学生支援機構等におけるシステムや体制の整備が必要ではないか。
- 大学等が授業料減免の所得要件等の確認を円滑に行うため、日本学生支援機構がマイナンバーにより把握した支援対象者及び支援対象者が属する世帯に関する情報その他の必要な情報を活用できるようにすることが必要ではないか。

(不正を防止するための方策等)

- 学生や大学等の機関による虚偽の申請などによる不正受給に対応できるよう制度及び体制を整備することが必要ではないか。
- 今回の負担軽減(授業料減免・給付型奨学金)の対象となる学生等に対して、大学等において、やむを得ない理由がなく、今回の支援措置の趣旨に反すると認められる授業料や入学金等の引き上げが行われることは不適當ではないか。仮にそうした事態が生じ場合には必要な措置を講じるべきではないか。